

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

資料2-1

総則関係 (公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全ての障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 国際的協調(第5条関係)

- ・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

基本的施策関係 (公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

附則

検討(附則第2条関係)

- ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障がい者制度改革推進会議
第35回(H23.9.26) 資料2

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者という。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

障害者自立支援法のサービス体系

介護給付	・ホームヘルプ ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援 ・児童デイサービス ・ショートステイ ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援 ・ケアホーム
訓練等給付	・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型・B型) ・グループホーム
地域生活支援事業	・移動支援 ・地域活動 支援センター ・福祉ホーム ・日中一時支援

障害者総合福祉法における支援体系

全国共通の仕組みで 提供される支援

- 1、就労支援
(障害者就労センター等の創設、モデル事業の実施検証を経て見直し)
- 2、日中活動等支援
(デイアクティビティセンターの創設、ショートステイ、日中一時支援等)
- 3、居住支援
(GH・CHの一本化と機能整理等)
- 4、施設入所支援
(セーフティネット機能等の明確化を行い、地域基盤整備10か年戦略終了時に検証)
- 5、個別生活支援
(パーソナルアシスタンスの創設、居宅介護【身体介護、家事援助】、移動介護【移動支援、行動援護、同行援護】)
- 6、コミュニケーション支援及び通訳・介助支援
- 7、補装具・日常生活用具
- 8、相談支援
- 9、権利擁護

地域の実情に応じて 提供される支援

市町村独自支援

- ・福祉ホーム
- ・居住サポート
- ・その他(支給決定プロセスを経ずに柔軟に利用できる支援等)

* 支援に要する費用については、国庫負担基準を廃止し、市町村が実際に要した費用を国・都道府県・市町村が負担する負担事業とする。長時間介助サービスに関しては市町村の負担を軽減する仕組みを設ける。

* 障害者総合福祉法を補完し、またこれへの移行を支援するため、必要な基金を創設し基金事業として実施する。

骨格提言Ⅰ部のポイント

平成23（2011）年9月21日
障がい者制度改革推進会議担当室長説明メモ

法の理念や目的など

- 医学モデルから社会モデルへの転換（保護の対象から権利の主体へ）。
- 地域で自立した生活を営む基本的権利の確認

支援サービス利用者の範囲

- 利用者の範囲を手帳所持者だけでなく生活に支援を要する障害者に拡大し、制度の谷間をなくす。

支給決定の仕組み

- 医学モデルによる障害程度区分方式から社会モデルによる生活実態に即したアセスメント方式へ転換。
- 生活の実態に基づく支援ガイドラインの設定と個別調整の仕組みの導入。
- プロセス
 - ☞ 申請
 - ☞ 障害の確認
 - ☞ サービス利用計画に対し、支援ガイドラインによるアセスメントの実施
 - ☞ 支援ガイドラインに適合する場合には、サービス利用計画に沿って支給決定
 - ☞ 適合しない場合、市町村と利用者側が協議調整
 - ☞ 協議調整が整わない場合、第三者機関たる合議機関による判断結果を受けて支給決定
 - ☞ 支給決定に不服の場合、不服審査手続きにおいて、支給決定の手続き、内容の是非について審査

支援体系（生活の実態に即したシンプルな支援体系）

A 全国共通の仕組みで提供される支援

国庫負担基準を廃止し、市町村が支援に要した実際の費用を
国、都道府県、市町村が負担する仕組み（負担金事業）
長時間介護サービスに関しては市町村の負担を軽減する仕組み

①就労支援

- ☞ 就労移行、就労継続AB、その他の就労支援は「障害者就労センター」でディーセントワークを目指した就労支援へ一本化。
- ☞ 労働法を全面適用または部分適用。
- ☞ 官公需や民需の安定確保の仕組みの構築や同センターの経営基盤の強化、ならびに賃金補填の制度化などによる最低賃金以上を目指す。

②日中活動等支援

- ☞ 生活介護、自立訓練、地活での活動は「デイアクティビティセンター」を創設し、障害者の活動（自己実現や社会参加活動、作業活動支援）の場を用意。
- ☞ その他、日中一時支援やショートステイも含む。

③居住支援

- ☞ グループホームとケアホームをグループホームに一本化し、4～5名を上限とする家庭的な環境を用意するとともに、住まい支援として基本的な日常生活上の支援も提供する。
- ☞ それを超えた支援が必要な場合には、個別生活支援を利用。

④施設入所支援

- ☞ セーフティネットとしての機能を明確化し、地域移行を目標とする個別支援計画を策定。
- ☞ 地域基盤整備10ヵ年戦略終了時にその位置づけなどについて検証。

⑤個別生活支援

- ☞ 重度訪問介護を発展させ、障害種別を超えて常時介助の必要な障害者にパーソナルアシスタンスを提供。
- ☞ 居宅介護（身体介護・家事援助）も改善を図ったうえで個別生活支援に位置付。
- ☞ 移動介護（移動支援、行動援護、同行援護）も個別給付化し、個別生活支援に位置付。

⑥コミュニケーション支援と通訳・介助支援

- ☞ いずれも個別給付化するが費用は徴収しない。
- ☞ 盲ろう者向けのコミュニケーション、情報入手、移動などの支援を包括した支援を「通訳・介助支援」として都道府県が提供。

⑦補装具・日常生活用具

- ☞ 両者とも個別給付化する。

⑧相談支援

- ☞ 障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネート。
- ☞ 複合的な相談支援体制(地域相談支援センター、総合相談支援センター、特定専門相談センター)の整備。

⑨権利擁護

- ☞ 障害者のあらゆる生活場面で生じる問題に対応。
- ☞ 本人の求めに応じて第3者の訪問面会を行う権利擁護(オンブズパーソン制度)を創設。
- ☞ 福祉サービス事業者等の虐待の防止と早期発見。

B 地域の実情に応じて提供される支援

●市町村独自支援

- ☞ 地域生活支援事業の多くは「全国共通の仕組みで提供される支援」に編入。
- ☞ 必ずしも支給決定のプロセスを経ずに柔軟な形で障害者の社会参加を促す事業など、自治体の裁量に適するものは市町村自支援として残す。

地域移行

- 社会的入院、社会的入所の早期解消のため「地域移行」の促進を法定化。
- 国の事業としての地域移行プログラムと地域定着支援の法定化

地域生活の資源整備

- 「地域基盤整備10か年戦略」(仮称)の法定化。
- 地域の社会資源の有機的連携を図り、地域の課題を検討して地域社会の支援体制をより充実させるものとしての「地域生活支援協議会」の法定化。

利用者負担

- 応益負担は廃止。
- 食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- 障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

報酬と人材確保

- 利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。

- 福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

新法実施に向けた4つの時間軸

- 新たな支給決定の仕組みのための試行事業や研究等の実施

- ☞ 障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組みの開発及び実施に関しては、試行事業による検証等、十分な準備を経る（p22、83）。
- ☞ 本骨格提言に基づく法の策定、実施にあたっては、さらに市町村及び都道府県をはじめとする幅広い関係者の意見を踏まえる（p5）。

- 「障害者就労センター」への再編成と体系移行

- ☞ 十分な経過措置期間を設ける（p29）。
- ☞ 「試行事業(パイロット・スタディ)」を実施し、法施行後3年をめぐり、就労分野での人的支援・仕事の確保・賃金補填のあり方等について検証する。その結果を踏まえ、障害者の就労支援の仕組みを見直しつつ、賃金補填の制度化についても検討する（p30）。

- 施設入所支援と地域移行

- ☞ 国は、地域移行の促進を図りつつ、施設における支援にかかる給付を行うものとする（p33）。
- ☞ 施設入所支援については、施設入所に至るプロセスの検証を行いつつ、地域基盤整備10カ年戦略終了時に、その位置づけなどについて検証するものとする（p34、49）。

- 障害者福祉予算の漸進的な拡充

- ☞ 予算の引き上げに際しては、障害者総合福祉法の施行に伴うサービス利用対象者の増加状況と福祉サービスの拡充を踏まえ、目標達成年次を定めて漸次的に推進する（p89）。